

# 第33回東海村地域福祉計画推進会議 議 事 録

1. 日 時 平成27年7月27日（月） 午後2時～4時
2. 場 所 総合福祉センター「絆」会議室
3. 出席者
  - ・地域福祉計画推進会議委員  
（叶井委員，富永委員，小野寺委員，井坂委員，野上委員，今橋委員，相巢委員，須藤委員，大内委員）※河野委員は都合により欠席
  - ・アドバイザー 稲垣美加子先生（淑徳大学教授）
  - ・事務局 芳賀補佐，酒井主幹，小原澤主事，大平主事

## 4. 結 果（要点）

### （1）前回議事録の確認について

- ・基本目標を3本から4本にし，委員の皆さんから承認をいただいた。
- ・「通常業務」体系について承認いただいた。
- ・今後は，会議の場で定期的に第5次総合計画後期基本計画の進行状況を報告することになった。
- ・今後は資料および議事録には個人名を出さないことになった。
- ・基本目標1～2は委員から意見をいただいて作成し，基本目標3～4は稲垣先生と事務局で基礎案を作ることになった。

### （2）第5次総合計画後期基本計画の進行状況について

- ・第5次総合計画内への記載内容は，今回会議でいただいた意見を踏まえて修正し，7月30日の福祉部門ワーキングにかけることを説明した。

### （3）第3次地域福祉計画の施策の展開について

- ・基本目標1には，施策の方向性として「広報」を追加することになった。また今回いただいたご意見を取り入れてもう一度修正することになった。
- ・基本目標2の修正案について，了解いただいた。さらに次回会議では，CSWと協議体の設置について図示した資料を提示することになった。
- ・まちづくり協議会については，自治推進課から「地域福祉計画には入れなくていい」と言われていることを説明した。

### （4）第3次地域福祉計画の進行管理及び評価方法（案）について

- ・第3次福祉計画の進行管理方法，評価手順，評価の際の3つの視点について説明し，承認された。

### （5）その他

- ・次回会議は8月31日（月）午後2時から，総合福祉センター「絆」会議室
- ・次回会議で10月以降の会議日程を決める。

## 【ご意見（抜粋）】

### 基本目標 1-1 「地域福祉教育」について

- ・地域福祉の重要性を伝えられるような文言に修正してほしい。また「社会福祉」と「地域福祉」の違いが分かるようにしてほしい。
- ・今後は、昔あった「向こう三軒両隣」の精神を「住民主体」という言葉に置き換え、一人ひとりの人がその必要性に気が付いて、上から言われなくても自分達でやっていくように仕向けていくことが必要である。
- ・村ではまちづくり協議会が出来る流れになってきているので、住民団体もお互いにコラボするところはコラボして、一緒にできることは一緒にやっていけるようにしたい。

### ボランティア団体の扱いについて

- ・「生活支援ボランティア」の普及啓発、強化育成のための施策を作してほしい。
- ・福祉系ボランティア団体以外の団体も、今後は小地域福祉活動に参加するべきである。

### 新たな「協働」の取組み案について

- ・農協や商工会議所と連携して、新たな小地域活動を生み出してほしい。

### 「ちょっとした困りごと」を扱う活動について

- ・村内に高齢者のみの世帯が増えてきているため、今後は「ちょっとした困りごと」に対応するボランティアを創設してもらいたい。

### 基本目標 1-1 「地域福祉教育」について

- ・若い世代の中に「隣人同士は助け合うべきである」という意識を育てていかないといけない。
- ・住民に対する地域福祉教育は、対象やレベルを具体的に決め、的を絞って行ってほしい。
- ・地域福祉計画の特徴（他の福祉計画を横串で刺す概念である）を広めていってほしい。

### 「広報」施策の必要性について

- ・社会福祉の情報宣伝活動、広報活動には、地域福祉を知らない住民への教育という面もあるが、折々で「どういう情報宣伝活動をしたら本当に住民の耳に届くのか」「住民は本当に理解に至ってるのか」を確認していくことが必要だと思う。
- ・「広報」という施策では、これまで新しい情報発信ツールを取り入れることばかりで、それらがどれだけの効果があったのかが測定されてこなかった。今後は年代層によって広報手段を変えていくような工夫をしてほしい。
- ・住民自ら「行政の世話にならず自分の地区の生活は自分で守る、命を守る」という気概を持つことで本当の「協働」が生まれると思う。
- ・基本目標 2-1 で育てた人達の中から、行政の広報宣伝活動のボランティアになってくれる人が出てくるとよい。
- ・基本目標 1 には、地域福祉教育の方向性のほかに、広報宣伝の方向性も設定し、従来の広報の効果測定を行い、地域福祉教育を受けた住民をいかに広報に巻き込んでいくかを考えていってほしい。
- ・なんでもかんでも行政がやってしまうのではなく、どう住民参加の機会を作っていくかということを考えていってほしい。
- ・行政は計画ありきで、計画を立てたらそれでお終いということが多い。そうではなくて、計画が実行されることが大事である。

### 地域のリーダー育成・基本目標 2 について

- ・「小地域福祉活動を担う団体同士の交流・連携の機会」を作るのは大切なことである。
- ・「リーダーの育成」については、その要素を基本目標 2-1 に集約させるという話だった

が、基本目標1-1で「育て」て、基本目標2-1では育った人材が活躍出来るようなフォローアップをしていってほしい。そのため、基本目標2-1には、「活動に参加をすること」と「その中からリーダーが育つ」ことを明確に記載してほしい。

- ・基本目標2-1「小地域福祉活動を創出する個人」という文言だが、「創出」は時期尚早だと思う。「貢献する」ぐらいにしておいて、お膳立てを行政と社協とでしていただき、本当の意味での「住民主体」を育てていってほしい。
- ・行政も村社協もお互いに競り合って先に行き過ぎず、今は足場固めをするのがどちらにも必要な気がする。まずは今あるものを確立させてほしい。

#### **第5次総合計画と地域福祉計画の関係について**

- ・地域福祉計画は、他の計画（高齢・障害・児童・教育など）とも関係する部分が多々あるが、第5次総合計画後期基本計画の中ではどのように示していくのか。
- ・地域福祉計画の施策を第5次総合計画後期基本計画全体に向かって発信すると混乱するとも思う。
- ・第5次総合計画後期基本計画で、地域福祉計画と他の分野は連携出来るところやコラボレーション出来る部分は担当者レベルで話し合い、情報交換や根回しをしてほしい。
- ・政策3-5の子ども分野では、子育て支援より就労支援の施策が重点的に取り上げられていることに違和感があるが、今後、地域福祉分野と子育て分野がコラボレーションし「地域での子育て支援」を行ってほしい。

#### **基本目標2について**

- ・小学校区単位の協議体や全村的な協議単位、改正介護保険法などを分かりやすく図示した資料を一度見せていただきたい。
- ・介護保険法の改正で、ある程度収入のある人の施設利用料が約5%値上がりする。そうすると多分新施策からはみ出してしまう人達が出てくるので、その人達を今後どうサポートするのかを考えていかなければいけない。
- ・基本目標2で、介護福祉課と地域福祉推進がコラボレーションするのはいいとは思いますが、介護施策ばかりに捕らわれず、あくまでも地域福祉計画は住民全てに眼差しを注いでほしい。
- ・基本目標2-1「小地域活動を担う団体同士の交流、連携の機会を作ります」については、行政が自ら発信するとなかなか実現が難しくなると思うので、住民の方からバックアップをすることが大事だと思う。
- ・話し合いの場では、今後必要になってくること、地域福祉や教育など、人材育成の必要性を踏まえた方がいいのかもしれない。

#### **新たな福祉拠点のあり方について**

- ・「サービス提供拠点（であい）」と「住民の活動拠点（空き家対策）」の2つに分けて進めていくべきである。

#### **実費弁償とボランティアポイント制（有償サービス）について**

- ・「ボランティアポイント制」の実施には、村社協の「はーとふる」「すくすく」「はーとろーど」などの福祉ボランティアや、地区社協で実施しているボランティアとの兼ね合いもあるので、よく考えて実施してほしい。
- ・実費弁償とポイント制は全然別物なので区別して考えないといけない。ポイント制は管理が難しく、貯めたポイントが活用されないことも多いので、手間暇がかかるわりに、あまり有効な方法ではない。導入は慎重にした方がいい。
- ・一口に「ボランティアポイント制」といっても考え方は皆違っているので、色々な方面か

ら意見を聞く必要がある。

- ・「有償ボランティア」という概念は本来ないものなので、計画には「有償サービス」という言葉で記載し、広めていってほしい。
- ・「何かご褒美がないとしんどい」ということであれば、何か名誉になる表彰制度のようなものはあってもいいかもしれない。
- ・実費弁償は必要なのでした方がいい。
- ・「ボランティアポイント制」についての文言は、「ボランティア活動への動機作り」といったインセンティブの仕組み作りのような文言にするとういのではないか。

#### **基本目標3～4について**

- ・基本目標3-3では、行政の窓口一本化（ワンストップサービス）と支援の連携、ケース会議の開催、連携状況の確認、スーパービジョンの導入といった施策が抜けているので、検討したい。
- ・基本目標4-2では、主任児童委員制度とコラボレーションした施策を検討したい。
- ・「支援を必要とする人を早期に発見するための取組み」に、母子保健推進員や食生活改善推進員を加えてもいいのではないか。
- ・今後は、福祉の他分野（環境など）とのコラボレーションが必要になってくる。そのためにも他分野とのコミュニケーションを大事にしていってほしい。

#### **基本目標2-1「モデル地区の設定」について**

・6地区のうち、どこか1ヶ所を意図的にモデル地区に選んで集中的に実施するのは非常に意義がある。その地区の住民の意識改革が図られてきたら、それが他地区に波及していくと思う。

#### **ボランティアポイント制について**

- ・持続可能な地域活動活性化を進めていくためには、ポイント化して、それを貯めて、何かの形で還元するような仕組みが必要である。
- ・軽井沢市の「地域通貨」制度は、学生団体などが中心となって、仕組みを動かしているからであって、東海村にはそのような団体はないため、実施は難しい。若者は面白いことや自分達为中心となってやれることには興味を持つが、大人が作った仕組みには参加してこないと思う。また、ポイント制を作っても、高齢世代も若い世代もあまり活用しないと思う。
- ・ポイント制では生活支援ボランティアをポイントの対象にしてほしい。
- ・段階的にまずは実費弁償を導入し、それでもなおかつポイント制が必要だという声が出てきたらその次に考えてみればいい。
- ・やるんだったら継続した仕組みにしてほしい。

#### **第3次地域福祉計画の進行管理及び評価方法（案）について**

- ・各年度ごとの施策評価が第4次計画に繋がり、評価作業が全て終わったときには第4次計画の姿が見えてくるというようなものにしていってほしい。
- ・プロセス評価の際は、数で実績を測っていくものと、定量評価を加えた方が良いものを分けるべきである。

## 5. 結 果（詳細）

### （1）開 会

### （2）委員長挨拶

本日は、基本目標1～2について固めていきたいので、皆さんから積極的に意見を出してもらいたい。

### （3）稲垣先生挨拶

「子ども子育て支援新制度」という新しい制度のもと、幼保一元化に向けて認定子ども園の設置が始まったが、「うまく機能していない」という声が各地で出てきており、認定子ども園の撤収を検討しているところも出てきている。その要因には、「幼稚園と保育園の機能を一緒にすべきではない」という考え方が幼稚園派にあるため、彼等は幼稚園が単独で生き残るため国に働きかけるロビー活動を起こしている。彼らは幼稚園の素晴らしさを主張する一方、保育園を否定するような主張をしている。このような考え方は子ども達にも影響を与えかねず、将来小学校に上がったときに、保育園出身の子どもがいじめられる事態にもなりかねない。

このように、認定子ども園や学童保育（放課後児童クラブ）がうまく機能しておらず、子ども達の行き場がなくなりつつあるため、今後は地域で子どもを守り育てていく施策の比重が高くなるのではないかと思う。

東海村第5次総合計画後期基本計画の中でも「地域福祉の充実」が特出しされているので、東海村として地域の中でどう子ども達を守り育てていくのか、特に施策の狭間に落ちている子ども達をどうフォローするのかを考えていってもらいたい。

○河野委員、富田課長の欠席について説明。

○新任委員（子ども会育成連合会代表者）が次回会議から参加することを説明。

○議事訂正、配布資料の確認

### （4）議 事

#### ①前回議事録の確認について（事務局より前回議事録を用いて説明）

- ・基本目標を3本から4本にし、委員の皆さんから承認をいただいたことを説明した。
- ・「通常業務」体系には、第2次計画の具体的な施策の中で、地域福祉推進担当が通常業務として当然に行っており、「一定のレベルにまで達した」と判断したものをまとめたことを説明した。
- ・第3次計画のコンセプトは「第2次計画の拡大再生産」というよりは、「第2次計画で残った課題に焦点を絞り堅実に実現していく」ことであり、委員の皆さんにも了承いただいたことを説明した。
- ・今後は、会議の場で定期的に第5次総合計画後期基本計画の進行状況を報告することになったことを説明した。
- ・今後は資料および議事録には個人名を出さないことになったことを説明した。
- ・基本目標1と2は委員から意見をいただいて作成し、基本目標3と4は稲垣先生と事務局で基礎案を作ることになった。委員の皆さんには6月30日締切で多くの具体的な施策案をいただいたので、今回の会議で提示する。
- ・「委員の皆さんが議論しやすい資料の作成」について、事務局として配慮していくこと

を説明した。

- ・本日資料1は、前回会議までに出た意見をまとめたものなので、今回会議ではこれも使いながら説明を行っていくことを説明した。

### 【意見】

委員長) 委員の皆さんには、議事録をきちんと読んで自分や他の委員の意見を確認し、修正等があれば事務局に意見してほしい。議事録はよく読んで次回会議につなげてほしい。

### ②第5次総合計画後期基本計画の進行状況について（事務局より資料5を用いて説明）

- ・第5次総合計画後期基本計画の概要および第3次地域福祉計画との関係について説明した。
- ・第5次総合計画内への記載内容は、今回の会議でいただいた意見を踏まえて修正し、7月30日の福祉部門ワーキングにかけると説明した。

### ③第3次地域福祉計画の施策の展開について（事務局より資料2～4を用いて説明）

- ・基本目標1では、施策の方向性を4本にしていたが、「地域福祉教育」と「行政職員の資質向上」の2本に絞った。減らしたのは「地域福祉活動の魅力伝える広報」と「リーダー育成」の部分。「広報」は通常業務内で行い、「リーダー育成」は基本目標2の中でリーダーに特定せず小地域福祉活動に貢献する人を全体的にサポートしていくこととしたため外した。
- ・介護保険法の改正で、「要支援」の高齢者への支援は市町村が独自で行うことになり、またそのサービス提供を住民ボランティアが担うことができるようになった。そのため、介護ボランティア人材育成や地域ぐるみの福祉サービス開発を目的として、「福祉の専門職の配置」と「地域活動者が集う協議体の設置」が義務付けられた。これは第3次地域福祉計画の目指す方向性とも一致するものであり、介護福祉課と共にボランティア人材を育成していくことになった。基本目標2ではそれを4本立ての施策の方向性にまとめた。
- ・基本目標3は、「新たな福祉拠点のあり方検討」「災害時における地域主体の防災体制づくり」「多職種・多機関との連携、地域関係者との協働による支援体制構築」「生活困窮者支援」の4本。
- ・「地区への福祉の専門職の配置」について、CSWは小地域福祉活動者への支援の他に、個別ケースへの対応も行うことから、基本目標3と4の両方に紐付けした。
- ・基本目標4は、権利擁護の2本に絞った。
- ・その他、資料3を用いて具体的な施策についても詳細を説明した。
- ・資料4は委員の皆さんからいただいた意見をまとめたもの。委員の皆さんの意見を少しずつ取り入れて具体的な施策に盛り込んだ。

### 【質疑応答】

#### 基本目標1-1「地域福祉教育」について

委員) 基本目標1-1について、地域福祉の重要性をより強く伝えるため、文言を「地域福祉の重要性に鑑み、住民に対する地域福祉教育を推進し、理念を広めます」と修正した方が良い。

稲垣先生) 東海村には社会福祉の概念を説明する「総合福祉計画」がない。本来は総合計画の福祉分野にはまず「総合福祉計画」があり、その下に「社会福祉」と「地域福祉」の

施策があるべきである。しかし社会福祉法には総合福祉計画の策定が義務付けられていないので、高齢・障がい・児童といった分野別の計画が作られている。委員が仰ったことはとても重要なことで、基本目標1は「社会福祉と地域福祉の関係性を理解し」あるいは「社会福祉の中での地域福祉の位置づけを理解し」というような書き方にして、施策の方向性で「昨今の地域福祉の重要性に鑑み、住民に対して地域福祉の魅力や・・・」とすると委員の指摘が生きてくるのではないか。

委員)「鑑み」という言葉は難しく、堅い印象を受ける。柔らかい言葉にできないか。

委員) それでは代わりに「地域福祉の重要性から」といった言葉にしてほしい。

稲垣先生) 東海村の第5次総合計画後期基本計画の福祉分野は、「社会福祉」ではなく「福祉」という大きな括りの中に教育・健康・福祉が含まれている。ある意味法の縦割りを越えた区分になっているので、抜け落ちている部分があり、それらを施策の中で再構成していくことが必要だが、東海村の福祉は発展途上段階で、これまでは圧倒的に高齢者福祉が手厚かったが、児童分野や障害分野も追いついてきた。今後、社会福祉法7法を統括する行政の仕組みができたときに、「総合福祉計画」の構想が出てくるのではないか。

委員) 福祉分野には高齢・障害・児童といった様々な計画があるが、それを横串で刺しているのが「地域福祉計画」である。その中には健康分野も含めてもよい。こういった考えを住民にも広めていくことが必要なのではないか。

稲垣先生) 委員のおっしゃっていることは、第2次地域福祉計画でも述べられている。ここで「介護保険法」の話をしていただく。高齢者が利用する窓口は3つ(病院・保健所・福祉施設)あり、それぞれにサービスが展開されているが、高齢者はそれぞれの窓口に行かなくてはならず、不便である。高齢者が必要としているサービス3者を法律の枠を超えて1つにしたのが「介護保険法」である。この法律が先行して世に出てしまい、他の分野の制度が後から追いかけている状態である。例えば障害福祉分野では、デイサービスを高齢者と障がい者の両者が利用できるようになりつつある。福祉の中では制度別に作られているがサービスは統合する方向になりつつある。

委員) 地域福祉の概念は昔の「向こう三軒両隣」のことであり、児童から高齢者まで様々な世代が地域の中で支えあっていくことだと思う。

稲垣先生) 江戸時代までは幕藩体制で、藩が領民の面倒を見る仕組みがあり、「向こう三軒両隣」の意識が根付いていた。また戦前も地域で連携して防火訓練を行ったりしていた。戦後、民主主義になりその仕組みは崩壊してしまったが、昭和の時代はまだ「向こう三軒両隣」の意識がある住民が多かった。しかし平成に入るとその意識も薄れてしまい、現在ではマインドだけ残そうとしてもその仕組みがない状況である。そもそも家の中まで個室化し、テレビや電話を個人で持つようになり、家の中ですら家族同士が繋がらなくなってしまった。

そのため今後は、昔あった「向こう三軒両隣」の精神を「住民主体」という言葉に置き換え、一人ひとりの人がその必要性に気が付いて、上から言われなくても自分達でやっていくように仕向けていくことが必要である。

東海村は長らく伝統を持っている地域で、且つ原子力関係の交付金が出ている裕福な村なので「行政が何かをしてくれる」という意識が根強いので、「住民主体」の地域を作るのはすごく難しい。

しかし、東海村が優れているのは、公害問題や過疎問題がまだ起きていないにも関わらず、住民が動き始めているところであり、その意味では非常に先進的である。でも逆に言うともみんな困っていないので、本当の「あるべき論」でやっている。その「あるべき論」を浸透させていくのはとても大変で、皆さんのような地域のリーダーの方々がとても疲れている状況である。

**委員長)** 稲垣先生が仰ったように、東海村でも色々動きが起きてきていて、具体的には「まちづくり協議会」などが出来るような流れになってきている。住民団体もお互いにコラボするところはコラボして、一緒にできることは一緒にやっていけるようにしたい。

### **ボランティア団体の扱いについて**

**委員)** ボランティア団体は村内に各種あるが、中でも福祉に関係する「生活支援ボランティア」の強化・育成を施策に取り上げてほしい。

**事務局)** 既存のボランティア団体に対する支援は「通常業務」内の「ボランティア市民活動センターへの支援」というところに含めているので、基本目標の体系案には入れていなかったが、委員のご意見を入れるとしたら、基本目標2-1だと思う。

**稲垣先生)** 「ボランティア」は元々「福祉ボランティア」が多かった。介護保険法の改正で住民ボランティアの育成・活躍が求められているため、福祉ボランティアを「生活支援ボランティア」と呼び、その呼び名で啓発していてもいいのではないかと。

**委員)** 「ボランティア」というと一方的なものだが、本当は双方向的な助け合いが理想であるし、そういうことがやれる機会や能力がある人がいっぱいいるはずである。「助けられたらお返ししましょう」という日本人古来の美德を大事にして、第3次計画で推進して欲しい。そのためにも「生活支援」という表現がいいと思う。

それと小地域福祉活動にはどうしても同じ福祉系団体のメンバーしか出てこない。しかし、福祉系団体だけでなく、他の種類の団体もたまには地域のために活動することが、これからは必要なんじゃないかと思う。それが、村から補助金をもらって活動している団体の社会的責任である。今後は介護が必要な人が増えてくるのだから、福祉系以外の団体にも小地域福祉活動への参加を呼びかける時期だと思う。

### **新たな「協働」の取組み案について**

**稲垣先生)** 今、村社協の「地域福祉活動計画」の中で、村の「地域福祉計画」でも実施できないか検討中の「協働」の活動案がある。それは農協と協働で、遠くまでは買い物に行けない方々（買い物難民）のために、近所にお店が出張ってきて、実際にお野菜を手で触って買い物ができる体験を提供するような活動ができないか。今後は農協のように今までこの小地域福祉活動の連携の中に入って来なかったところに新たに参加してもらえないだろうか。他にも商工会議所などが考えられる。従来の福祉的な連携だけではなく、暮らし全体を支える意味で、何か「協働」の新しいことが出来ないかという提案が活動計画の方であったので、地域福祉計画でも一緒にやって欲しい。むしろ、社協よりも行政の方が村全体に働きかけやすいので、地域福祉計画で実現して欲しい。



### 「ちょっとした困りごと」を扱う活動について

委員) 東海村には元気な高齢者が多くいるから、蛍光灯の取り換えといった「ちょっとした困りごと」を互いに協力して解決する時代になって来たと思う。

委員) 高齢者のみの世帯が増えて来ていると感じる。彼等にはまだ「いずれ他人のお世話になる」という自覚が育っていないが、今後は近所の住民同士がお互いに助け合っていないといけないと思う。

稲垣先生) 昔は「ホームヘルパー」というと料理を作ったりするような仕事で、女性が圧倒的に多かったが、電球交換や水道パッキンの取替、釘打ちのような作業は男性の方が得意なのだから、「リペアホームヘルパー」として男性達にボランティアとして参加してもらえるようなメニューを「生活支援ボランティア」の中で考えていってほしい。

### 基本目標 1-1 「地域福祉教育」について

委員長) 理想論だが、住民が皆、「人のため」「社会のため」という感覚を持つようになれば、隣人との細かい取り決めなんかは必要なくなると思う。「隣人に何かあったら助けてあげる」「自分のためじゃなく人のため」といった意識が今の人にはあまりない、若い人には特にそう感じる。

私はボランティアを有償でやるという感覚がないし、自分が母親に色々助けてもらったから、今度は自分がそれをお返ししなきゃ駄目だと思っている。若い年代にそういった意識を育てていかないといけない。

事務局) そういったことを「子どもに対する地域福祉教育」の部分で行っていききたいと思っている。

委員) 資料4「第3次計画の具体的な施策(委員案)」の「住民に対する福祉教育」の部分に、「各種講座やイベントの洗い出し及びその位置づけ(マトリクス方式)や効果測定の明確化」という案が出ているが、いい意見だと思った。対象やレベルを意識してやってほしい。

稲垣先生) マトリクス方式とは、対象(「就学前の子ども」「低学年の生徒」「高学年の生徒」など)やレベル(「文言を知ってもらおう」「興味を持ってもらおう」「トレーニングをする」「参画してもらおう」など)を具体的に決め、的を絞って行うことである。

委員) 福祉分野の他計画は対象がはっきりしている(高齢・障害・児童)ので分かりやすいが、地域福祉計画は全ての範囲を含むので曖昧な印象である。しかし、地域福祉はとても大事なことなので、「地域福祉計画は他の計画の全てに横串を刺しているものである」ということを伝えていってほしい。

事務局) 了解した。

### 「広報」施策の必要性について

事務局) 今日は主に基本目標1~2について集中的に意見をいただきたい。また、基本目標1についてだが、施策の方向性を2本立てに減らしているの、それについて意見をい

ただきたい。

**稲垣委員)** 事務局からは事前に「広報」については「通常業務の範囲で扱う」と聞いている。社会福祉の情報宣伝活動、広報活動には、地域福祉を知らない住民への教育という面もあるが、折々で「どういう情報宣伝活動をしたら本当に住民の耳に届くのか」「住民は本当に理解に至ってるのか」を確認していくことが必要だと思う。「広報」という施策はこれまで、新しい情報発信ツールを取り入れることばかりだった。紙媒体をカラー刷りにする、インターネットが出てきたらホームページを作る、ソーシャルネットワークサービスが出てくればフェイスブックやツイッターを始めるといったようなことである。しかし、それらがどれだけの効果があったのかが測定されていない。ただ広報手段が変わっていきただけで、効果測定が行われていないのである。

年代層によって広報手段は違ってくると思う。幼稚園や保育園の子ども達に理解してもらおうと思ったら絵本の読み聞かせといった方法が考えられるし、小学校の低学年になると「社会貢献」や「住民活動」の要素を入れていって、高学年になったら社会の仕組みや法律との関係性を学習させていく。また学校に行っていない人達に合う方法もあると思う。そういったマトリクス方式による検討をしないで、新しい広報ツールを取り入れてきたが、それらの効果測定が全然行われてきていない。

**委員)** 行政や村社協の広報紙は住民からの批判を避けるため、あたりさわりが無いのが多い。住民には「行政の世話にならず自分の地区の生活は自分で守る、命を守る」という気概が必要である。しかし、行政や村社協はそんな話を広報紙に書けない。その代わりにボランティア団体などから声が上がればいい。「本音」と「建前」の「本音」の話を行政に代わって住民が言ってあげることが住民参加の「協働」だと思う。

**稲垣先生)** 例えば基本目標 2-1 で育てた人達の中から、行政の広報宣伝活動のボランティアになってくれる人が出てくるとよい。例えば高校に地域福祉のプログラムを設定してコンペティションを行い、高校生達のアイデアを行政施策にフィードバックさせたり、ボランティアサークルを結成して行政とコラボレーションしたり、高校生達が村役場の窓口業務を体験できるようなインターンシッププログラムを開発することも考えられる。

基本目標 1 には、地域福祉教育の方向性のほかに、広報宣伝の方向性も設定し、従来の広報の効果測定を行い、地域福祉教育を受けた住民をいかに広報に巻き込んでいくかを考えていってほしい。

なんでもかんでも行政が行政でやってしまうのではなく、どう住民参加の機会を作っていくかということを考える。そのためにはルーティンワークではなくて他の方法を検討していってほしい。住民が参加したり、福祉保険課内のワーキングチームであったり、色々な人達の知恵を出し合うような機会を作ってほしい。また、それも施策として記載してほしい。

**委員)** 住民をうまく使ってほしい。

**委員)** 住民のみなさんの地域福祉に対する意識は、我々行政や村社協が住民の皆さんと関わりながら育てていかないといけないと思っている。今のところ、少しずつ育ててきてはいる。

委員長) 私が委員をしている環境村民会議では、会議で何かが決まると、すぐ動き出す。しかし、他の会議では、動き出さずに1年が経過してしまったりする。とにかく動いて結果を出さないといけないと思う。議事録を作るだけでなく、一步進んで何かに繋げてほしい。

それから、実施結果は必ず会議で報告してほしい。行政は計画ありきで、計画を立てたらそれでお終いということが多い。そうではなくて、計画が実行されることが大事である。

事務局) それでは、基本目標1には施策の方向性に「広報」の部分も残す。内容は係内で検討し、次回会議で提示する。

### 地域のリーダー育成・基本目標2について

事務局) 他に、基本目標1については、「地域のリーダーの育成」は削除し、その要素は基本目標2の中に入れていこうと考えているが、いかがか。

委員) 基本目標2-2の具体的な施策例に「小地域福祉活動を担う団体同士の交流・連携の機会をつくります」とあるが、とても大切なことだと思う。今までは地域で地域福祉について話し合う機会は少なかった。今後は行政や社協で、施策としてそういった機会を設定していきたいと思う。

委員長) 具体的施策として書いたのだから、これで終わりにせず、実行してほしい。

稲垣先生) 「リーダーの育成」については、その要素を基本目標2-1に集約させるという話だったが、基本目標1-1で「育てて」、「2-1」では育った人材が活躍出来るようなフォローアップをする。その中で、「活動に参加をする」とことと「その中からリーダーが育つ」ことを明確に2-1で記載すれば、事務局が提案していることが生きてくると思う。

それから、基本目標2-1「小地域福祉活動を創出する個人」という文言だが、「創出」は時期尚早だと思う。「創出」とは自分でアイデアを持って地域活動を作り出すことだから、今そこまでを目標設定してしまうのには土台がまだ甘い。「貢献する」ぐらいにしておいて、お膳立てを行政と社協とでしていただき、本当の意味での「住民主体」を育ててほしい。最終的には行政計画と社協計画、住民計画が三位一体となってほしいが、今はまだそこまで住民に求めるのは難しい。

行政と社協には住民の地域福祉体験を支え、住民の方達はその気になり住民計画の話が出てくるようになってきたときに地域診断を行ってほしい。

私がいろいろ見せていただいて感覚的に感じているところでは「創出」はちょっと早い。今は課題が沢山あり村社協はそれで今へたりそうになっている。あんまり急ぎ過ぎずに、行政も村社協もお互いに競り合って先に行き過ぎず、今は足場固めをするのがどちらにも必要な気がする。まずは今あるものを確立させてほしい。

### 第5次総合計画と地域福祉計画の関係について

委員) 今回第5次総合計画後期基本計画の施策体系を見せていただき、地域福祉計画が政策3-1に位置付けられることが分かったが、地域福祉計画は、他の計画(高齢・障害・児童・教育など)ともリンクする部分が多々あるため、それをどのように示していくのが気になる。

例えば第5次総合計画後期基本計画の政策4には教育分野が位置づけられているが、地域福祉計画の中でも「地域福祉教育の推進」を謳っている。この場合、教育分野と地域福祉分野の関係性をどう示していくのか。

稲垣先生) そのことについては、総合計画のどこかのレベルの委員会で検討されていると思うので、今おっしゃったようなところはある程度精査はされてるのではないかと。それに地域福祉計画の施策を第5次総合計画後期基本計画全体に向かって発信すると混乱するとも思う。

ただ第5次総合計画後期基本計画で、政策3の中のバランスがうまくいってるかは気になる場所である。地域福祉計画と他の分野との相互性を図り、地域福祉として連携出来る場所やコラボレーション出来る部分は担当者レベルで話し合い、情報交換や根回しをしてほしい。

個人的には、政策3-5の子ども分野が気になる。子育てより就労支援の施策が重点的に取り上げられているのが驚きである。確かに家族を支えなければ子どもは生まれてこないで、就労支援施策で家族を支えるのは大事だが、こういう行政計画は建前であることが大事だと思う。これだと本音が透けて見え過ぎている。

しかし、例えば3-5-1「子育て(在家庭児)支援」と地域福祉分野がコラボレーションするなら理解できる。家で子どもを育てている家庭の支援に地域福祉はどうコラボレートするのか。「子ども子育て支援新制度」では「地域での子育て支援」を謳っている。また今、地域福祉分野でも地域包括ケアで子ども達のことを支援する方向に広がっている。両者の接点を地域福祉計画の中でどう扱っていくのか。本当は子ども子育て支援担当からのオファーが欲しいところである。今後は委員の皆さんの方から働きかけて地域福祉との接点作りをされたらいいのではないかと。

## 基本目標2について

事務局) 基本目標1については、今回いただいたご意見を取り入れてもう一度修正する。基本目標2は大幅に変更したので、ご了解いただけるかどうかを確認させていただきたい。

委員) 私は良いと思う。ただ、小学校区単位の協議体や全村的な協議単位、改正介護保険法などを分かりやすく図示した資料を一度見せていただきたい。今回の会議では、言葉での説明だったので、やはり目で見て確認したい。

事務局) 了解した。現在、介護福祉課と調整中のため、今回は敢えて言葉だけの説明にしている。来月には分かりやすい図も出せると思う。ただ、介護福祉課でまだ正式に具体化されておらず、現時点では、地域福祉推進担当と一緒にやっていくというところまでしか了解が取れていない。介護福祉課で、公式な発表があったら、当会議でも詳細を説明させていただく。

稲垣先生) まちづくり協議会は考慮しているのか。

事務局) 自治推進課に確認したところ、「地域福祉計画には入れなくていい」とのことだった。「まちづくり協議会は今後地域で設置を進めていくが、先行き不透明なので、福祉分野は福祉分野で進めてほしい」ということだったので、今のところは外している。

委員)「高齢者福祉・介護保険事業計画」にはボランティア人材の育成や協議体の設置、専門職の配置などは謳われているのか。

事務局) 具体的な施策として盛り込まれている。ただ実施スケジュールや具体的な進め方などが介護福祉課から出ていないので、私達も今日はここまでしか出せないと判断した。

稲垣先生) 介護保険法では、最初、介護サービスを利用する際に1割自己負担しないとけないため、利用が伸び悩んだ。しかしその後、利用者が急増し、あっという間に財源が枯渇した。そのため利用者の間口を広げていったが、その一方で思いがけない速度で高齢化が進み、サービス利用者が予想以上に増えてしまった。その後、重介護の人達を減らすことができるということで、要支援1～2の人達のために予防介護を始めたが、もうそれを支えるだけの財源がないため、国は重介護の人達を重点的に介護保険で扱うこととし、要支援の人達の予防介護は地方自治体にやらせることにした。要するに国で出来ないところは自助で何とかしてくださいということである。もう、「無い袖は振れない」という、すごく現実的な施策が今度の改正である。

それからもう一つの改正ポイントは、「ある程度収入のある人達はサービス利用の際の負担が増える」ということ。施設を利用している人達の利用料が約5%値上がりする。そのため、サービスの窓口も小さくし、サービスの自己負担も高くする。そうすると多分新施策からはみ出してしまう人達が出てくるので、その人達を今後どうサポートするのかを考えていかなければいけない。

ただしそこで介護福祉課と地域福祉推進がコラボレーションするのはいいとは思いますが、全ての人に必要な施策はそれぞれの領域に有効なはずである。だから介護施策ばかりに捕らわれないでほしい。例えば妊婦さん達に優しい、障害者にも優しい、高齢者にも優しい、孤立無援になった若い人達にも優しいまちは、介護が必要な高齢者を見逃さない。介護保険法の改正のように、一つの施策の変化を動機にするのはいいが、あくまでも地域福祉計画は住民全てに眼差しを注いでほしい。介護保険との必要性だけを見ていたらそうでない人達が落ちていってしまう。だから、間口を介護保険利用者だけではなくて、他の対象者にも広げてほしい。例えば妊婦は世界的には一時的に障害者と認定され、色々なところで利便性を図られている。しかし日本は妊婦に冷たいところがある。「自分で妊婦マークをつけて自己申告して何とかしてもらいなさい」といった風潮である。またベビーバギーを押している人達が肩身の狭い思いをしながらバスや電車に乗っている。そういった妊婦や子育て中の人達のために、地域のボランティア団体が移動サービスなどを行うようになってほしい。

そういう意味で、今緊急に必要性がある介護分野のサービスの担い手育成を動機にするのはいいが、これは地域福祉計画なのだから、要介護高齢者だけに絞らず、社会福祉全体のバランスを見て考えていただきたい。

事務局) 了解した。

委員長) 基本目標2-1「小地域活動を担う団体同士の交流、連携の機会を作ります」とあるが、具体的にどう進めていくのか。

稲垣先生) 今までこの団体同士の交流連携って、長いこと話題になっていたが、やろうと思うと色々な現実の壁にぶち当たってきた

委員長) 今から4年ぐらい前に試みたことがあるが、それ以来はやっていない。

稲垣先生) この施策は、先程皆さんが言ってたように、行政が自ら発信するとなかなか実現が難しくなると思うので、住民の皆さんの方からバックアップをすることが大事である。

委員長) 地区社協の会長連絡会で説明し、始めていってもいいかもしれない。

委員) 先生が先ほど触れたが、東海村は現実的にまだ困った状況(公害・過疎化など)になっていない。そのため、何を話し合うのかが分かりにくい。ただその中で、今後必要になってくると、地域福祉や教育など、このままのペースだと人材育成が間に合わないというところを踏まえた方がいいのかもしれない。

事務局) 実施の段階では皆さんにご相談しながら、試行錯誤で始めていきたいと思う。基本目標3～4については、稲垣先生と詰めたうえで、最終案を報告させていただく。

#### 新たな福祉拠点・実費弁償とボランティアポイント制・モデル地区の設定・基本目標3～4について

委員) 「新たな福祉拠点のあり方」について、新たな福祉拠点には、住民が地域の集会や溜まり場として使うタイプと、CSWが常駐するタイプがあると思う。それらを区別しないと混乱すると思う。

事務局) 了解した。

委員) 基本目標2-1の具体的な施策例に「ボランティアポイント制」とあるが、村として具体的な制度化の話になっているのか。

事務局) まだ具体的なものは出て来ていない。ここで考えているのは研究や検討の段階である。

委員) これは実施するのは簡単ではない。村社協の「は一とふる」「すくすく」「は一とろ一ど」などの福祉ボランティアや、地区社協で実施しているボランティアとの兼ね合いもある。村長もボランティアポイント制を検討していると聞いているが、どのような活動にポイントを付けるのかを明確にして記載した方がいい。

事務局) ボランティアポイント制については住民の方々からの要望が多いので記載しているが、正直何も決まっていない。

委員) 福祉ボランティアだけだったらいいが、他分野のボランティアにも関係してくることなので、ここに記載するなら表現を工夫した方がいい。

稲垣先生) 実費弁償とポイント制は全然別物なので区別して考えないといけない。実はこのポイント制は、色々ところで名を変え体を変えここ30年ぐらいで何度も出て来て何度も失敗しているので、正直言って私はやらない方がいいと思っている。ポイントが貯ま

った頃には制度が変わっていたり、貯めたはいいが他市町村に引越してしまったら使えないなど、すごく虚しいものを管理しなきゃいけない可能性がある。

介護保険も大体5年ごとに見直されているので、10年経過したときには、ポイントを貯めていた人も他市町村の子どものところに引き取られていたり、施設に入ったりして、貯めたポイントが使えないで終わってしまう。そのため、ポイント制は本当に慎重に考えて導入しないと、事務に手間暇がかかったり、貯まったポイントが活用されなくなってしまう。

お店のショッピングカードの中のポイントは循環が早いですが、あれと同じレベルで考えるのは大きな間違いである。例えば環境ボランティアで貯めたポイントを生活支援ボランティアの方で使えるような仕組みだったらまだ可能性はある。しかし、将来のサービス利用に向けてポイントを貯めるような仕組みは、とても手間暇がかかるだけで、あまり有効な方法ではないので、あまりやらない方がいい。その事務に係る経費をもっと直接的なサービスにしていった方がいい。一度制度を作ってしまうと、そのために事務経費がすごくかかるので、導入は本当に慎重にした方がいい。

**委員長)** ボランティアポイント制といっても考え方は皆違っている。村長は、有償にしないと住民がボランティアをやらなくなると危惧しているが、本人も「有償」がどういうことを指しているのかがはっきりしていないようだ。そのため、よく検討して、色々な方面から意見を聞く必要がある。

**稲垣先生)** 「有償ボランティア」というのは本来ない概念である。ただ、神戸市のライフケア協会というところがそれを始め、関西では通用している。また茨城県でも日立市にライフケア協会の支部があって案外うまくいっている。しかし、それは本当は「有償サービス」である。

有償サービスの発端は、アメリカのNPO団体が始めた活動である。アメリカは個人責任の国なので自分でお金を貯めておいて有償サービスを利用するという意識が浸透していたため、有効に機能していた。

その後、日本でもこのアメリカ式を導入する流れがあり、その際生まれたのが「有償ボランティア」という言葉である。本来「有償サービス」と呼ぶべきだったものを「有償ボランティア」と呼んだため、日本では混乱を来している。

そのため、文言の整理をして、東海村では「有償サービス」としてとらえた方が良いと思う。東海村としては言葉を整理して計画に記載し、戦略的に計画を実現させ、サービスと矛盾しない言葉を広めてほしい。

実費弁償は必要なのでした方がいい。そうしないとお金のある人は貢献出来るけどお金の無い人は貢献出来ないというようなことにもなってってしまう。しかし有償ボランティアという発想は持ち込まない方がいい。あくまでも有償サービスとして起こしていくべきである。

今後皆さんが実費弁償を請求するのは妥当だと思うが、ポイントを貯めるような制度は止めた方がいい。それでも本音の部分で「何かご褒美がないとしんどい」ということであれば、「チーフボランティア」「エキスパートボランティア」といった、何か名誉になる表彰制度のようなものはあってもいいかもしれない。

**委員長)** 今先生言っているように言葉が独り歩きしてしまい、みんなが違った認識をしてしまうとおかしくなる。行政、村社協、地区社協が言葉に対して統一した認識を持つよう

にしなければならない。行政にはそこをお願いしたい。

事務局)「ボランティアポイント制について検討する」という施作例はどのような扱いにしたらよいか。このままだと「実施する」と受け取られかねない。

委員)「ボランティア活動への動機作り」といったインセンティブの仕組み作りのような文言にするといいのではないか。

稲垣先生)先ほど事務局から説明があったように基本目標3～4に関しては私の方で決めさせていただく。また先ほど委員からご指摘のあった福祉拠点については「サービス提供拠点」と「住民の活動拠点」という整理の仕方をしていく。要するに村社協でやっている「であい」ではサービス提供拠点として地域包括ケアの推進を検討しており、今後はそことのコラボレーションをしながら、今後の拠点の方向性を検討して行ってほしい。

住民の活動拠点としては従来のコミセンがまずは考えられるが、今後は空き家対策として行政の権限で空き家の管理(草刈など)ができるようにして行ってほしい。

基本目標3-3では、行政の窓口一本化(ワンストップサービス)と支援の連携、ケース会議の開催、連携状況の確認、スーパービジョンの導入といった施策が抜けているので、検討させていただきたい。

基本目標4-2では、主任児童委員制度とコラボレーションした施策を検討させていただきたい。それは主任児童委員が、民生委員・児童委員の中でも子どもの問題を特に専門に担当してくださっているのに、民生委員同士の間でも相互理解がうまくいっていなかったり、地域を担当しないので、どういう位置づけで業務をお願いするのかということが曖昧模糊としている現状があるためである。

委員)「支援を必要とする人を早期に発見するための取組み」に、母子保健推進員も加えてほしい。母子保健推進員は就学前の子ども達に関わり、児童虐待などを発見している。

稲垣先生)他にも、食生活改善推進員を加えてもいい。食生活改善推進員は、地域の高齢者だけでなく、子ども達の食育を推進してきたので、地域福祉とコラボレーションさせていくことができればいいと思う。

委員長)今後は、福祉の他分野(環境など)とのコラボレーションが必要になってくる。そのためにも他分野とのコミュニケーションを大事にして行ってほしい。

稲垣先生)基本目標3～4は事務局と検討していくが、お気づきの点などあれば情報提供していただき、それを組みながら試案を作らせていただきたい。

(全員了承)

委員)基本目標2-1の具体的な施策に「モデル地区を設定し重点的にバックアップする」とあるが、6地区それぞれに特徴があるため、どこか1ヶ所を意図的にモデル地区に選んで集中的に実施するのは非常に意義がある。その地区の住民の意識改革が図られてきたら、それが他地区に波及していくと思う。



委員) 全ての地区で一斉に進めるのは難しいので、モデル地区の設定はいいと思う。そうすると他地区も競争意識が出て、切磋琢磨していければいい。

委員) ボランティアポイント制については、その必要性が地域住民から多く上がっていて、私達民生委員も住民からよく言われている。

私はこのポイント制導入には賛成である。やはり持続可能な地域活動活性化を進めていくためには、ポイント化して、それを貯めて、何かの形で還元するような仕組みが必要である。私達民生委員が昨年度視察した軽井沢市では「地域通貨」という形で還元していた。ポイントを集める楽しみがあるといいと思う。我々世代は無償でボランティア活動も出来るが、今の若い世代は生活がかかっているので、実費弁償でもポイント制でもいいが、少しでも還元してほしいと思っている。

稲垣先生) 実費弁償とポイント制は全く違うものである。実費弁償はかかった経費（交通費など）を保証することで、やった方がいい。ポイント制というのは非常に難しく、軽井沢市で何故出来ているかというところ、学生団体などが中心となって、仕組みを動かしているからである。そんな団体が東海村にあるかというところ少し厳しい。

委員長) どちらにしろ実費弁償とポイント制については、検討は進めていかなければならない。

稲垣先生) ポイント制を動かしている若い人達は、活動に面白みを感じ、自分が活かされて自分達が中心になれるからやってくれている。しかし、古い仕組みの中に入るのはあんまり得意ではない。そのため東海村で一番難しいのは若い世代と高齢世代の繋ぎをどうするかということに知恵を出すことである。恐らくポイント制を作っても高齢世代は遠慮しながらポイントを貯めて、貯まっても使わないと思う。次の世代がポイント制で地域福祉活動に参加するかということ、それもまた疑問である。

委員長) どうすれば若い世代に地域福祉活動に参加してもらえるようになるのだろうか。

稲垣先生) ポイント制の仕組み作りを若い人に任せられれば参加してくるかもしれないが、年上の大人が作った仕組みに若い世代が来るかということ疑問である。

委員) ポイント制を導入するにしても、対象となる活動は的を絞らないといけない。やはり生活支援ボランティアを対象にしてほしい。

委員長) ポイント制については相当議論が必要である。ただし、実費弁償は早急に導入してほしい。

稲垣先生) 段階的にまずは実費弁償を導入し、そこで皆さんが了解してくればそこまでいいと思う。それでもなおかつポイント制が必要だという声が出てきたらその次に考えてみるというのはいかがか。

委員) 10年後に仕組みが変わってしまうようなものではなく、継続する仕組みにして

ほしい。

#### ④第3次地域福祉計画の進行管理及び評価方法（案）について（事務局より資料6を用いて説明）

- ・第3次福祉計画の進行管理では、まず計画期間の平成28～32年度までの間、年度ごとに評価を行う。さらに平成30年度に中間評価を行い、その結果をもとに残り2年間の進め方を検討する。最終年度の平成32年度には、計画期間全体を通しての進捗状況について、最終評価を行い、その結果を第4次地域福祉計画に生かしていく。
- ・第3次地域福祉計画の評価方法については、評価の際に3つの視点を取り入れる。タスクゴールは「施策がどの程度、達成できたか」というもの。プロセスゴールは「計画の策定、推進の過程で住民や関係者の意識がどのように変化していったか、行政として主体的に問題の解決にあたるべきことが、どの程度解決、改善しえたか、住民が主体的に取り組むための働きかけを行政がどの程度出来たか」というもの。パートナーシップゴールは「関係機関、企業、住民との関係性がどの程度強まって来たか、関係機関、企業、住民と連携の強化がどの程度出来たか、民間団体、組織と共同の開発、推進の取り組みがどの程度出来たか」というもの。これらの視点を踏まえて評価をしていく。
- ・評価手順は、第2次計画の評価手順と同様、まず施策の方向性のレベルで行政評価と住民評価を行い、その結果をもとに基本目標の評価・考察をし、最終的には第3次地域福祉計画の総合的な評価・考察を行う。

#### 【質疑応答】

委員) 稲垣先生が前回会議で言われたように、各年度ごとの施策評価が第4次計画に繋がりに、評価作業が全て終わったときには第4次計画の姿が見えてくるというようなものにしてほしい。

事務局) 了解した。

稲垣先生) 評価にあたって、これまでは数値化・数値化・数量化が推奨されていたが、今後のプロセス評価では、数で実績を測っていくものと、定量評価を加えた方が良いものを分けるべきである。例えば相談件数を計上するときに、「電話番号を教えてほしい」という問合せと、二時間三時間かけて「死にたい」と言う人の話を聞く相談を同じ1件として計上してしまうのは良くない。やはり深刻な相談を受けたときにはもう少し評価点数を高くするようにすべきである。予めそういった枠をうまく作っておかないと進行管理しても虚しいだけなので、評価方法は最初から検討させていただく。

#### ⑤その他

事務局) 次回会議は8月31日（月）午後2時から、場所はこの会議室である。その際には10月以降の会議日程も決めさせていただく。

事務局) 本日は多くの意見をいただき感謝申し上げます。今日いただいた意見をまとめて基本目標の1と2を決めていく。基本目標3と4については稲垣先生と詰めて、次回会議で提示する。さらにCSWや協議体を図示した資料も提示したい。本日はこれで閉会とする。

#### (5) 閉 会

## 【参考】

### 母子保健推進員の業務（母子保健推進員設置要綱より）

- (1) 母性及び乳幼児(以下「母性等」という。)の保健に関する問題点を把握し、及び情報を提供すること。
- (2) 村が行う母性等の保健指導，健康診査等を勧奨すること。
- (3) 母性等の健康相談に関し，対応すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか，母子保健事業の推進及び充実に関すること。

### 食生活改善推進員について（東海村 HP より）

住民の食生活を健康的に、また、心豊かなものになるように活動するボランティア団体。超高齢化社会を控え、一人ひとりの人生における「生活の質」の向上が問われている今日、食生活改善推進員は地域住民の皆さんの健康づくりの担い手として、ますます重要視されている。

東海村の食生活改善推進員連絡協議会は、昭和48年に設立され、食生活を通じた健康づくりを推進している。食生活改善推進員は全国に22万人おり、多くの市町村に協議会を持つ団体。東海村での身近な活動としては、地区へ健康料理を伝達する講習会などを開催している。